

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市病院事業の設置等に関する条例および市立秋田総合病院
使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第21号）… 2
- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第22号）… 2
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成お
よび活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例（第23号）… 3
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第24号）
… 4
- 秋田港振興センター条例の一部を改正する条例（第25号）… 4
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第26号）… 5
- 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第27号）… 5

規 則

- 秋田港振興センター条例施行規則の一部を改正する規則（第33
号）… 5

上下水道局管理規程

- 秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規
程（第5号）… 6

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第154号）… 6
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更
生医療）の指定について（第155号）… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第156号）… 6
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更
生医療）の指定について（第157号）… 6
- 市税充当済通知書の公示送達について（第158号）… 7
- 新屋沖田町の一部の街区区域の変更について（第159号）… 7
- 専決処分した予算およびその要領について（第160号）… 7
- 納税通知書の公示送達について（第161号）… 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第162号）… 8
- 納税通知書の公示送達について（第163号）… 8
- 納税通知書の公示送達について（第164号）… 8
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第165号）… 8
- 現金取扱員の再委任について（第166号）… 8
- 指定管理者の告示事項の変更について（第167号）… 9
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第168号）… 9
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更
生医療）の指定について（第169号）… 9
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第170号）… 9

- 生活保護法による医療機関の指定等について（第171号）… 9
- 生活保護法による介護機関の指定について（第172号）… 10
- 放置自転車等の撤去および保管について（第173号）… 10
- 地縁団体の認可について（第174号）… 10
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第175
号）… 11
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第176号）… 11
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更
生医療）の指定について（第177号）… 11
- 平成21年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第178号）… 11
- 平成21年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第179号）… 12
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第180号）… 18

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）… 18

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい
て（第58号）… 18
- 投票区の変更について（第59号）… 19

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第8号）… 19

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所な
らびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の
事務を補助できる期間について（第1号）… 19

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第24号）… 19
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第25号）… 19
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第26号）… 19
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第27号）… 19
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第28号）… 20
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第29号）… 20

公 告

- 一般競争入札の執行について… 20
- 開発行為に関する工事の完了について… 21
- ポリオ予防接種の実施について… 21
- 入札参加希望者の公募について… 21
- 入札参加希望者の公募について… 22

- 秋田市情報公開条例による運用状況の公表について……………23
- 秋田市個人情報保護条例による運用状況の公表について……23
- 秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペの実施について……………24
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………24
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………25
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について……………26
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成20年度事業経営状況について……………26
- 公募型プロポーザルの実施について……………26
- 秋田都市計画公園事業の事業計画の変更認可に関する図書の縦覧について……………27
- 公募型プロポーザルの実施について……………27
- 土地区画整理事業の終了の認可について……………28
- 農用地利用集積計画の策定について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………28

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 平成21年度受益者負担金の賦課対象区域について……………32

条 例

秋田市病院事業の設置等に関する条例および市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市病院事業の設置等に関する条例および市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

(秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年秋田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(診療所の設置等)

第4条 病院事業において必要があるときは、臨時に診療所を設置することができる。

2 前項の診療所の名称、位置、診療科目その他必要な事項は、市長が別に定める。

(市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 市立秋田総合病院使用料および手数料条例(昭和29年秋田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(診療所の使用料等)

第8条 秋田市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年秋田市条例第32号)第4条第1項に規定する診療所を設置した場合の使用料等については、この条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の5の2の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条を次のように改める。

第6条の5の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7および第27条の8第1項の規定の適用については、第27条の7中「前2条」とあるのは「前2条ならびに附則第6条の5の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに附則第6条の5の2第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条の5の3を次のように改める。

第6条の5の3 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民

税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第27条の7および第27条の8第1項の規定の適用については、第27条の7中「前2条」とあるのは「前2条ならびに附則第6条の5の3第1項」と、第27条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに附則第6条の5の3第1項」とする。

附則第6条の6第2項中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加える。

附則第6条の8の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日および当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

附則第15条の2第3項第2号中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加え、「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第15条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第16条第3項第2号中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加える。

附則第18条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加える。

附則第19条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第21条第5項第2号および附則第22条第2項第2号中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加える。

附則第22条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「いう。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株

式」という。))」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第23条第2項および第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第23条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得および」を「事業所得、譲渡所得および」に、「金額および」を「金額、譲渡所得の金額および」に改め、同条第2項第2号中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加える。

附則第23条の4第2項第2号および第5項第2号中「附則第6条の5第1項」の次に「、附則第6条の5の2第1項」を加える。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条の5の2第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削る。

(秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成20年秋田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「附則第19条第2項」を「附則第22条第2項」に、「第34条の2」を「第27条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の8の2の改正規定および第3条の規定ならびに次項の規定 公布の日
- (2) 第1条中秋田市市税条例附則第18条第1項および第19条第3項の改正規定ならびに第2条の規定ならびに附則第3項の規定 平成22年4月1日
- (3) 第1条中秋田市市税条例附則第23条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例附則第6条の8の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(個人の市民税に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の秋田市市税条例附則第6条の5の2第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例

の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第10項から附則第12項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第11項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第6項を附則第7項とし、同項の次に次の見出しおよび1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第4項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第5項中「金額」と、「」の次に「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第18条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の改正規定（「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）および附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分を除く。） 平成22年4月1日

(2) 附則第9項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日

秋田港振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田港振興センター条例の一部を改正する条例

秋田港振興センター条例（平成8年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（専用利用の許可）」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 センターの利用は、無料とする。ただし、前条第1項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第14条を第16条とする。

第13条第1号および第2号中「使用」を「利用」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を「法人その他の団体であって市長が指定するもの」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「使用する」を「利用する」に、「使用を」を「利用を」に、「第7条」を「第9条」に、「より使用」を「より利用を停止されたときもしくは利用」に、「使用の許可を受けた」を「当該」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「（目的外利用等の禁止）」に改め、同条中「専用使用者」を「専用利用者」に、「を使用し」を「の施設を利用し」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「（利用の制限等）」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「の使用」を「の利用」に、「又は使用」を「又は利用」に、「もしくは使用」を「もしくは利用」に改め、同条第3号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に、「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号中「使用」を「利用」に改め、同条を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条の前に次の1号を加える。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

第7条を第9条とし、第6条を削る。

第5条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前

条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。第4条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。別表の表中「使用料(1時間につき)」を「利用料金(1時間につき)」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用料の」を「利用料金の」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 利用時間に1時間に満たない時間が生じた場合は、1時間とみなして利用料金を算定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田港振興センター条例第4条の規定に基づき秋田港振興センターの使用に係る使用料を納付している者は、改正後の秋田港振興センター条例第4条の規定に基づき秋田港振興センターの利用料金を支払っている者とみなす。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例(平成12年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表第3号中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例(昭和34年秋田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

4 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

規 則

秋田港振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田港振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田港振興センター条例施行規則(平成8年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第16条」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第6条を削る。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「センターの使用許可」を「条例第3条第1項の許可」に、「専用使用者」を「専用利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用許可の」を「利用の許可の」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(利用許可書)」に改め、同条中「前条の」を削り、「秋田港振興センター使用許可書」を「秋田港振興センター利用許可書」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(利用許可申請)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「秋田港振興センター使用許可申請書」を「秋田港振興センター利用許可申請書」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、「(以下「使用の初日」という。)」を削り、同条を第4条とし、第2条の2を第3条とする。

第7条を次のように改める。

(利用料金の承認申請)

第7条 条例第4条第1項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田港振興センター利用料金(変更)承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第8条の見出しを「(専用利用者の遵守事項)」に改め、同条中「専用使用者」を「専用利用者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「使用施設」を「利用する施設」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第5号中「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出しを「(利用者の遵守事項)」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改め、「の各号」を削る。

第10条中「使用施設に職員」を「センターの施設に職員等」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条の2の見出し中「使用時間等」を「利用時間等」に改め、同条中「第11条」を「第13条」に、「使用時間」を「利用時間」に、「第2条の2」を「第3条」に改め、同条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第5号

秋田市水道事業および下水道事業財務規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業および下水道事業財務規程(昭和41年水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「郵便振替法(昭和23年法律第60号)による収入額」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。)の振替口座の収納金」に改める。

第101条中「定額法又は定率法(平成10年4月1日以後に取得した建物にあっては、定額法)」を「有形固定資産(水道事業の用に供する機械および装置ならびに車両運搬具を除く。)および無形固定資産については定額法、水道事業の用に供する機械および装置ならびに車両運搬具については定率法」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第154号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年6月1日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
松木 仁	夏井 保	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務

黒沢 光伸	柴田 蘭	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子寡婦福祉資金貸付元利金、助産施設負担金および母子生活支援施設負担金の収納に関する事務
黒沢 光伸	鎌田 護	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子寡婦福祉資金貸付元利金、助産施設負担金および母子生活支援施設負担金の収納に関する事務
和賀 芳宏	阿部 尚子	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料およびつり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第155号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年6月1日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
いずみメイプル 薬 局	秋田市泉東町8番58号	平成21年 6月1日

秋田市告示第156号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
中川口町内会
- 2 認可年月日
平成14年4月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 池内 正 夫
秋田市旭南三丁目6番47号
変更後 三 平 光 一
秋田市旭南三丁目7番14号
- 4 変更年月日
平成21年5月14日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第157号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年6月4日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
20	山王中園薬局	秋田市山王中園町10番28号	株式会社タオエンタープライズ 代表取締役 高 橋 真理子	平成21年 4月17日
21	調剤薬局パルス	秋田市中通三丁目 2 番20号	株式会社タオエンタープライズ 代表取締役 高 橋 真理子	平成21年 4月17日

秋田市告示第158号

次の市税充当済通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税充当済通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 6月 5日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市四ツ小屋字東泉寺156番地 3
堀 井 和 彦
- 送達する書類名
市税充当済通知書 1通

秋田市告示第159号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定に基づき、秋田市新屋沖田町の一部について、街区の区域を変更し、新たに街区の区域および街区符号を設定するので、同条の規定により告示する。

平成21年 6月 5日

秋田市長 穂 積 志

- 街区の区域 別図（1（省略））を別図（2（省略））に変更する。
- 変更期日 平成21年 6月 5日

秋田市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年 6月 5日

秋田市長 穂 積 志

専決第26号

専 決 処 分 書

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（市債の補正）

第1条 市債の補正は、「第1表 市債補正」による。

第1表 市債補正

（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	1,311,500	8,000	1,319,500			
農 業 費	143,700	800	144,500			
道 路 橋 り ょ う 費	2,310,900	△ 25,200	2,285,700			
街 路 事 業 費	614,100	3,900	618,000			
公 園 整 備 費	123,600	5,500	129,100			
災 害 対 策 費	3,400	4,800	8,200			
社 会 教 育 費	121,200	2,200	123,400			
計	11,432,300	0	11,432,300			

秋田市告示第161号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度および過年度通知分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第162号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年6月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 25台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成21年5月16日から平成21年5月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年6月23日から平成21年12月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第163号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第164号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第165号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年6月16日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
377	秋田市広面字屋敷田316番地	ファミリーマート 秋田広面屋敷田店

秋田市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年6月22日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
千葉 孝之	佐々木重憲	雄和 B&G 海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
千葉 孝之	佐藤 忠治	雄和 B&G 海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
千葉 孝之	福原 昭夫	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第167号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 6月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市川尻地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成19年 3月19日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名

変更前 伊 藤 信 夫
変更後 猿 田 洋 司

- 5 変更年月日
平成21年 5月31日
- 6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第168号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成21年 6月22日

秋田市長 穂 積 志

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
内科・循環器科	勝 田 光 明	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1
神経内科	中 瀬 泰 然	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号
脳神経外科	中 山 博 文	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号
脳神経外科	吉 岡 正 太 郎	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号
耳鼻咽喉科	高 橋 雅 史	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
神経内科	北 原 真 紀 子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1
神経内科	大 内 東 香	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1
泌尿器科	秋 濱 晋	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1
眼科	岩 川 雅 哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1
小児外科	蛇 口 達 造	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2

秋田市告示第169号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次

のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年 6月22日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
18	ホシ薬局	秋田市保戸野中町 1 番25号	有限会社オープン 代表取締役 後 藤 清 隆	平成21年 5月19日

秋田市告示第170号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年 6月23日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
378	秋田市大町五丁目 2 番32号	ファミリーマート 秋田大町五丁目店

び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成21年 6月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
御野場たなか レディー ス ク リ ニ ック	秋田市仁井田新田二丁目14番21号	平成21年 5月 8 日
いずみメイプル 薬 局	秋田市泉東町 8 番58号	平成21年 4月 9 日

秋田市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（これらの規定について、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

2 変更

名 称	変 更 事 項 (名 称)		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
社会医療法人明和会 中通総合病院	医療法人明和会 中通総合病院	社会医療法人明和会 中通総合病院	平成21年 2月1日
社会医療法人明和会 中通リハビリテーション病院	医療法人明和会 中通リハビリテーション病院	社会医療法人明和会 中通リハビリテーション病院	平成21年 2月1日
社会医療法人明和会 中通歯科診療所	医療法人明和会 中通歯科診療所	社会医療法人明和会 中通歯科診療所	平成21年 2月1日
社会医療法人明和会 港北中通診療所	医療法人明和会 港北中通診療所	社会医療法人明和会 港北中通診療所	平成21年 2月1日

秋田市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年6月23日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御野場たなか レディース クリニック	秋田市仁井田新田二丁目14 番21号	平成21年 5月8日

秋田市告示第173号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 25台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年6月1日から平成21年6月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年7月9日から平成22年1月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還

申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

中野下町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域生活環境の改善および向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦および文化教養に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 公民館の維持管理に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田市下新城野字街道端西49番地から241番地の一部および同市下新城野字琵琶沼78番地から311番地までの区域とする。

4 主たる事務所

秋田市下新城野字街道端西99番地の1

5 代表者の氏名および住所

鎌 田 清

秋田市下新城野字琵琶沼213番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成21年 6月26日

秋田市告示第175号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 6月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第176号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 6月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		5,244,065	184,527	5,428,592
	2 県補助金	1,882,727	184,527	2,067,254
歳 入 合 計		112,710,000	184,527	112,894,527

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		12,830,941	37,806	12,868,747
	1 総務管理費	10,579,847	37,806	10,617,653
4 衛生費		8,417,511	37,462	8,454,973

平成20年度国民健康保険税督促状
平成21年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第177号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
通 町 薬 局	秋田市大町一丁目2番26号	平成21年 7月1日
か り ん 薬 局	秋田市飯島新町一丁目1番1号	平成21年 7月1日

秋田市告示第178号

平成21年 6月10日の「平成21年 6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,894,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	1 環境衛生費	522,819	28,058	550,877
	2 保健所費	1,949,007	1,073	1,950,080
	3 清掃費	4,363,643	8,331	4,371,974
6 農林水産業費		1,907,017	18,720	1,925,737
	1 農業費	1,538,631	10,757	1,549,388
	2 林業費	368,386	7,963	376,349
7 商工費		6,374,873	26,466	6,401,339
	1 商工費	6,374,873	26,466	6,401,339
8 土木費		17,147,449	27,979	17,175,428
	1 土木管理費	466,823	1,678	468,501
	5 都市計画費	4,677,929	13,046	4,690,975
	7 住宅費	2,373,953	13,255	2,387,208
9 消防費		3,484,562	12,535	3,497,097
	1 消防費	3,484,562	12,535	3,497,097
10 教育費		10,514,440	23,559	10,537,999
	5 社会教育費	2,104,083	23,559	2,127,642
歳 出 合 計		112,710,000	184,527	112,894,527

秋田市告示第179号

平成21年6月23日の「平成21年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年6月30日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,930,075千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,824,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,705,946	484,253	13,190,199
	2 国庫補助金	2,740,863	484,253	3,225,116

16 県支出金		5,428,592	74,435	5,503,027
	2 県補助金	2,067,254	74,435	2,141,689
17 財産収入		704,528	800	705,328
	2 財産売却収入	483,645	800	484,445
19 繰入金		2,299,147	347,487	2,646,634
	2 基金繰入金	2,184,382	347,487	2,531,869
20 繰越金		627,100	570,000	1,197,100
	1 繰越金	627,100	570,000	1,197,100
22 市債		11,381,200	453,100	11,834,300
	1 市債	11,381,200	453,100	11,834,300
歳入合計		112,894,527	1,930,075	114,824,602

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,868,747	75,374	12,944,121
	1 総務管理費	10,617,653	75,374	10,693,027
3 民生費		33,560,472	873,277	34,433,749
	1 社会福祉費	16,074,394	114,913	16,189,307
	2 児童福祉費	9,524,999	79,874	9,604,873
	3 生活保護費	7,903,222	678,490	8,581,712
4 衛生費		8,454,973	581,980	9,036,953
	1 環境衛生費	550,877	10,080	560,957
	3 清掃費	4,371,974	571,900	4,943,874
6 農林水産業費		1,925,737	3,442	1,929,179
	1 農業費	1,549,388	3,442	1,552,830
7 商工費		6,401,339	12,262	6,413,601
	1 商工費	6,401,339	12,262	6,413,601
8 土木費		17,175,428	355,782	17,531,210

	4 港湾費	193,354	25,000	218,354
	5 都市計画費	4,690,975	292,448	4,983,423
	7 住宅費	2,387,208	38,334	2,425,542
9 消 防 費		3,497,097	27,958	3,525,055
	1 消防費	3,497,097	27,958	3,525,055
歳 出 合 計		112,894,527	1,930,075	114,824,602

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	焼却施設更新事業	6,786,852	平成21年度	571,900
				平成22年度	2,162,716
				平成23年度	2,277,300
				平成24年度	1,774,936

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	435,500	12,100	447,600			
土地区画整理費	801,700	△ 61,300	740,400			
公園整備費	102,100	68,400	170,500			
消防費	15,000	17,500	32,500			
清掃費	—	416,400	416,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	11,381,200	453,100	11,834,300			

平成21年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
 平成21年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,250千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418,642千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		393,900	98,300	492,200

	1 国庫補助金	393,900	98,300	492,200
4 繰入金		933,992	△ 78,050	855,942
	1 繰入金	933,992	△ 78,050	855,942
歳入	合計	1,398,392	20,250	1,418,642

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,395,892	20,250	1,416,142
	1 土地区画整理費	1,395,892	20,250	1,416,142
歳出	合計	1,398,392	20,250	1,418,642

平成21年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
平成21年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,080千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		0	10,080	10,080
	1 繰入金	0	10,080	10,080
歳入	合計	36,371	10,080	46,451

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 事業費		0	10,080	10,080
	1 事業費	0	10,080	10,080
歳出	合計	36,371	10,080	46,451

平成21年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第1号）
平成21年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		216,800	7,070	223,870
	1 県補助金	216,800	7,070	223,870
6 繰入金		465,842	70	465,912
	1 一般会計繰入金	450,042	70	450,112
9 市 債		525,600	8,000	533,600
	1 市債	525,600	8,000	533,600
歳 入 合 計		1,420,867	15,140	1,436,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		692,862	15,140	708,002
	1 農業集落排水事業費	656,000	15,140	671,140
歳 出 合 計		1,420,867	15,140	1,436,007

第2表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農業集落排水事業費	503,200	8,000	511,200			
計	525,600	8,000	533,600			

平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成21年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,020千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423,497千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		332,287	5,020	337,307
	1 繰入金	332,287	5,020	337,307
歳 入 合 計		418,477	5,020	423,497

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事業費		0	5,020	5,020
	1 動物園施設整備費	0	5,020	5,020
歳 出 合 計		418,477	5,020	423,497

平成21年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
平成21年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

6,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,413,464千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		4,010,842	△ 105,410	3,905,432
	1 介護保険料	4,010,842	△ 105,410	3,905,432
7 繰入金		2,872,509	112,319	2,984,828
	1 一般会計繰入金	2,872,508	112,319	2,984,827
歳 入 合 計		20,406,555	6,909	20,413,464

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		294,801	6,909	301,710
	1 総務管理費	294,801	6,909	301,710
2 保険給付費		19,673,270	0	19,673,270
	1 介護サービス等諸費	17,765,102	0	17,765,102
	2 介護予防サービス等諸費	773,692	0	773,692
	3 高額介護サービス等費	304,483	0	304,483
歳 出 合 計		20,406,555	6,909	20,413,464

平成21年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
平成21年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,946,258千円

とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		10,243	3,282	13,525
	4 雑入	1	3,282	3,283
歳 入 合 計		2,942,976	3,282	2,946,258

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		63,954	3,282	67,236
	2 徴収費	41,492	3,282	44,774
歳 出 合 計		2,942,976	3,282	2,946,258

平成21年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成21年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	7,098,553	51,228	7,149,781
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	9,100	51,228	60,328
	千円	千円	千円

（利益剰余金の処分）

第3条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「144,960千円」を「93,732千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
(1) 減債積立金	144,960	△51,228	93,732
	千円	千円	千円

秋田市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
上通町町内会
- 2 認可年月日
平成8年3月5日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 井 上 真 一

秋田市保戸野通町4番24号
変更後 野 口 周治郎
秋田市大町一丁目2番23号

- 4 変更年月日
平成21年6月12日
- 5 変更の理由
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成21年6月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年6月18日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成21年6月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 50分の1の数 5,368人
- 2 3分の1の数 89,458人

秋市選管告示第59号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成21年 6月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

投票区名	区 域
秋田市第38投票区 (県立栗田養護学校)	新屋表町4番から5番を除く。 新屋表町9番から10番を除く。 新屋日吉町1番から2番を除く。
秋田市第40投票区 (西部市民サービスセンター)	新屋表町4番から5番を加える。 新屋表町9番から10番を加える。 新屋日吉町1番から2番を加える。

農 委 告 示

秋田市農委告示第8号

平成21年6月19日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年 6月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 4 農地利用集積計画（平成21年度第3号）に関する件
- 5 平成21年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件
- 6 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成21年 6月9日

秋田市監査委員 佐 藤 憲 之 助

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 菅 原 弘 夫

秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
秋田県秋田市川尻上野町6番25号
前 田 正 人
岩手県北上市川岸三丁目20番23号
堤 研 一
千葉県市川市国府台五丁目24番14号
川 口 明 浩
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成21年7月21日から平成22年3月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成21年 6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 西 目 配 管 施 設	佐々木博之	由利本荘市西目町沼田字新道下2番地622

2 指定年月日

平成21年 5月28日

秋田市上下水道局告示第25号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成21年 6月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 西 目 配 管 施 設	佐々木博之	由利本荘市西目町沼田字新道下2番地622

2 指定期間

平成21年 5月28日から平成24年 5月27日まで

秋田市上下水道局告示第26号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成21年 6月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 加 賀 屋 組	加賀屋賢二	秋田市川尻町字中島212番地の1

2 指定期間

平成21年 6月5日から平成24年 6月4日まで

秋田市上下水道局告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規

程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

平成21年6月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 佐 文 工 業	佐藤文一郎	秋田市太平八田字上八田160 番地の5

2 指定年月日

平成21年6月9日

秋田市上下水道局告示第28号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成21年6月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 佐 文 工 業	佐藤文一郎	秋田市太平八田字上八田160 番地の5

2 指定期間

平成21年6月9日から平成24年6月8日まで

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市飯島松根西町39番88	宅 地	1,617.86㎡	17,634,674円
2	秋田市仁井田本町五丁目340番3	宅 地	490.76㎡	19,728,552円
3	秋田市河辺三内字野崎35番21	雑種地	1,324.48㎡	11,960,054円
4	秋田市河辺三内字野崎35番23	宅 地	433.49㎡	4,768,390円
5	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅 地	433.48㎡	4,768,280円
6	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅 地	452.48㎡	4,977,280円
7	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅 地	452.48㎡	4,977,280円
8	秋田市雄和妙法字糠塚58番3	宅 地	371.62㎡	3,604,714円
9	秋田市雄和妙法字糠塚43番3	宅 地	275.51㎡	2,699,998円
10	秋田市雄和妙法字糠塚43番13	宅 地	275.48㎡	2,699,704円
11	秋田市雄和妙法字糠塚43番14	宅 地	275.52㎡	2,700,096円
12	秋田市雄和妙法字糠塚43番15	宅 地	275.50㎡	2,699,900円
13	秋田市雄和妙法字糠塚43番16	宅 地	275.52㎡	2,782,752円
14	秋田市雄和妙法字糠塚43番17	宅 地	275.15㎡	2,806,530円
15	秋田市雄和妙法字糠塚43番18	宅 地	275.68㎡	2,729,232円
16	秋田市雄和妙法字糠塚43番19	宅 地	275.95㎡	2,731,905円
17	秋田市雄和妙法字糠塚43番20	宅 地	275.89㎡	2,731,311円
18	秋田市雄和妙法字糠塚43番21	宅 地	333.92㎡	3,439,376円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室(2階)
- (2) 入札 平成21年6月30日(火) 午前10時から
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)

秋田市上下水道局告示第29号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成21年6月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
東 部 設 備	田口 好忠	秋田市広面字川崎34番地3

2 指定期間

平成21年6月22日から平成24年6月21日まで

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成21年6月8日

秋田市長 穂 積 志

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を發した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の發行する納入通知書により納付しなければならない。

8 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島松根西町39番88
日 時 平成21年6月24日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市仁井田本町五丁目340番3
日 時 平成21年6月24日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (3) 秋田市河辺三内字野崎35番21～26
日 時 平成21年6月24日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (4) 秋田市雄和妙法字糠塚58番3、43番3～21
日 時 平成21年6月24日(水)
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成21年4月23日付け秋田市指令第3193号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市広面字土手下32番地4
児 玉 ヒ デ
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市広面字近藤堰越5番1および6番1

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成21年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成21年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にあ
る者
- 3 接種方法および回数
三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔を
おいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットル

とする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
サンパル秋田	7月10日 7月22日 7月30日
市立体育館	7月2日 7月14日
アルヴェ	7月16日
土崎支所	7月3日 7月15日 7月28日
西部市民サービスセンター	7月8日 7月17日
南部公民館	7月23日
東部公民館	7月29日
御野場地域センター	7月1日 7月7日
河辺総合福祉交流センター	7月24日
雄和公民館	7月9日
秋田赤十字乳児院	7月21日

※ ただし、秋田赤十字乳児院は、施設入所者に限る。

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無料

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 秋田市立小・中・高等学校プール水質検査
- (2) 履行場所 秋田市立 小学校44校 中学校20校 高等学校1校

- (3) 期 間 平成21年6月30日から平成21年9月30日まで
- (4) 参加要件
- ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者もしくは秋田市に個人で事業所を有する者であり、水道法第20条第3項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者であること。
又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項4号により都道府県知事の登録を受けた者であること。
- イ 過去3年以内に水質検査において秋田市内の法人や自治体での受注実績があること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- エ 租税に滞納がないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成21年6月23日(火) 午後1時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 落札日から平成21年6月29日(月)まで
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年6月18日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 営業経歴書(様式2(省略))
- ウ 納税証明書
- (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※ 納税証明書(写し可能)に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- ※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出
- エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書)
- ※申請日前3か月以内のもの
- ※謄本又は証明書の写しは可とします。
- (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年6月10日(水)から平成21年6月18日(木)までの土曜日および日曜日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号
秋田市山王21ビル3階
秋田市教育委員会学事課
- ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課又は秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年6月19日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年6月10日(水)から平成21年6月23日(木)までの土曜日および日曜日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 物件名
秋田市立小中学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
- (2) 物品名および数量
デスクトップ型パソコン622台、モノクロレーザプリンタ25台、カラーレーザプリンタ25台、無線アクセスポイント28台、無線LANアダプタ424台、HUB(8ポート)4台(24ポート)11台、アプリケーションソフト(インストール含む。)等一式
- (3) 納入期限 平成21年7月31日(金)
- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成21年7月2日(木) 午前10時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

3 契約に関する事項

- (1) 契 約 期 間 契約した日から平成27年7月31日まで

- (2) 賃貸借期間 平成21年8月1日から平成27年7月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
- (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約を行えること（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- 5 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成21年6月25日(木)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 納税証明書
- （ア）消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
- （イ）秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
- （ウ）秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可
- エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
- オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
- ※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。
- (2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課
- (3) 申込書等の提出
- 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
- (4) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年6月11日(木)から平成21年6月25日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会学事課
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年7月1日(木)午後に行う。
- 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市教育委員会学事課学事担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成20年度の運用状況を公表する。

平成21年6月11日

秋田市長 穂 積 志

公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容				取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	
市 長	17	3	9			5
教育委員会	2	1	1			
選挙管理委員会						
公平委員会						
監査委員						
農業委員会						
固定資産評価審査委員会						
上下水道事業管理者	2		2			
消 防 長						
議 会	1	1				
計	22	5	12			5

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成20年度の運用状況を公表する。

平成21年6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容				取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	
市 長	17	10	6			1
教育委員会						
選挙管理委員会						
公平委員会						
監査委員						
農業委員会						
固定資産評価審査委員会						
上下水道事業管理者	1		1			
消 防 長	1		1			
議 会						
計	19	10	8			1

2 不服申立ての状況

平成20年度 不服申立 件数	審査会 諮問 件数	審査会答申内容			決定・裁決内容			却 下	取 下 げ
		認容	一部 認容	棄却	認容	一部 認容	棄却		
1	1			1			1		

秋田市公告

次のとおり秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペを実施するので公告する。

平成21年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 デザイン提案コンペに付する事項

- (1) 業務名 秋田市大森山動物園のポスター3種類(同一デザイン、サイズ2種)、パンフレット1種類、機関誌「コミュニケーション」2種類(2回発行分)、PRチラシ1種類の制作等業務
- (2) 業務の概要等 秋田市大森山動物園で行う「夜の動物園」、「冬の動物園」および「平成22年の通常開園」を告知するポスター3種類、平成22年度用のパンフレット、機関誌「コミュニケーション」の平成21年度上期および下期発行分ならびに平成22年度用のPRチラシを制作するものである。なお、ポスター3種については、発送業務も併せて行うものである。
- (3) 調達案件の特質等 デザイン提案コンペ説明書による。
- (4) 納入場所 商工部大森山動物園
秋田市浜田字潟端154番地
- (5) 納入期限 デザイン提案コンペ説明書による。

2 デザイン提案コンペに参加する者に必要な資格

参加申込みをするに当たっては、次の要件をすべて満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市内に営業所等があり、デザイン、印刷および発送の一括発注ができ、すべてを責任を持って管理できること。

3 デザイン提案コンペ説明書等の配付

- (1) 配付期間 平成21年6月12日(金)から平成21年7月1日(水)までの午前9時から午後4時30分までとする。郵便による説明書等の送付依頼は受け付けない。
- (2) 配付場所 商工部大森山動物園
秋田市浜田字潟端154番地
- (3) 配付書類
ア デザイン提案コンペ説明書
イ デザイン提案コンペ参加申込書(様式(省略))
ウ 審査・評価の方針・基準
エ 参考資料(過去の印刷物)

4 デザイン提案コンペ参加申込みに関する事項

デザイン提案コンペ参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出書類
ア デザイン提案コンペ参加申込書
イ デザイン案
(イ) 「夜の動物園」告知用ポスターデザイン 1部

(イ) 「平成22年の通常開園」告知用ポスターデザイン 1部

(ウ) 平成22年度用パンフレット 2部

ウ 見積書

- (2) 受付期限 平成21年7月2日(水) 午後5時
- (3) 提出場所 商工部大森山動物園
秋田市浜田字潟端154番地
- (4) 提出方法 必要書類等を持参するものとし、郵送は受け付けない。
- (5) 提案書等の全ての書類がそろっていない場合は無効とする。

5 最優秀提案者の決定方法

提案内容および見積内容を一式として、配付書類「審査・評価の方針・基準」に記した方針・基準に基づき公平かつ客観的に審査・評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類およびデザイン案は返却しない。
- (3) その他詳細は、提案コンペ説明書による。

7 問い合わせ先

秋田市浜田字潟端154番地
秋田市商工部大森山動物園
電話 018-828-5508(直通)

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成21年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
東北製鋼株式会社 取締役社長 長 山 謙
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	代表執行役 岡田 元也	千葉市美浜区中瀬一 丁目5番地1
(株)モリタ	代表取締役 盛田 良次	秋田市旭北錦町1番 53号
カトレア(株)	代表取締役 長谷川利夫	秋田市山王沼田町2 番1号

(株)かおる堂	代表取締役社長 藤井 明	秋田市川尻町大川反 170番地82
(有)中山洋服店	代表取締役 中山 文夫	秋田市大町五丁目3 番35号
(株)モード馬里奈	代表取締役 吉川 節子	秋田市大町一丁目2 番20号
(株)内藤	代表取締役 内藤 憲一	横手市増田町増田字 上町109番地の2
(株)ツインマーボ	代表取締役 大藪 幸子	大阪市北区大深町2 番48号
(株)未来屋書店	代表取締役 柿内 宏一	千葉県美浜区中瀬一 丁目6番地
(株)さが美	代表取締役社長 小野山晴夫	横浜市港南区下永谷 六丁目2番11号
(株)メガネの平川	代表取締役 平川 英男	秋田市仁井田栄町2 番36号
(有)イワイイワ	代表取締役 三浦 淳良	秋田市土崎港南二丁 目3番41号

イ 変更後

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール (株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一 丁目5番地1
(株)モリタ	代表取締役 盛田 良次	秋田市中通一丁目4 番4号
カトレア(株)	代表取締役 長谷川利夫	秋田市山王沼田町2 番1号
(株)かおる堂	代表取締役社長 藤井 明	秋田市川尻町大川反 170番地82
(有)中山洋服店	代表取締役 中山 文夫	秋田市大町五丁目3 番35号
(株)モード馬里奈	代表取締役 吉川 節子	秋田市大町一丁目2 番20号
(株)内藤	代表取締役 内藤 憲一	横手市増田町増田字 中町75番地
(株)未来屋書店	代表取締役 中山 章	千葉県美浜区中瀬一 丁目6番地
(株)さが美	代表取締役社長 小野山晴夫	横浜市港南区下永谷 六丁目2番11号
(株)メガネの平川	代表取締役 平川 英男	秋田市仁井田栄町2 番36号
(有)イワイイワ	代表取締役 三浦 淳良	秋田市土崎港南二丁 目3番41号

- (4) 変更年月日 平成20年 8月21日
- (5) 変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者名等の変更および小売業を行う者の入替え
- 2 届出年月日 平成21年 5月27日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
 - (2) 縦覧期間 平成21年 6月12日から平成21年10月13日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成21年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - ア 株式会社アスコット 代表取締役 加賀谷 慎 二
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
 - イ 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 清 野 智
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 - 名 称 なかよしターミナルビル
 - 所在地 秋田市千秋久保田町4番2号、秋田市中通七丁目2番1号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - (ア) 変更前
名称 株式会社アスコット
代表取締役 加賀谷 慎 二
住所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
名称 東日本旅客鉄道株式会社
取締役秋田支店長 塚 本 正 雄
住所 秋田市中通7丁目1番1号
 - (イ) 変更後
名称 株式会社アスコット
代表取締役 加賀谷 慎 二
住所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
名称 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 清 野 智
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (ア) 変更前 別紙1（省略）のとおり
 - (イ) 変更後 別紙2（省略）のとおり
- (4) 変更年月日
 - 1 の(3)のアについては平成18年 6月23日、イについては平成21年 3月20日
- (5) 変更理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者名および住所、小売業を行う者の名称、代表者名および住所の変更ならびに小売業を行う者の入替えによる退店・出店
- 2 届出年月日 平成21年 5月27日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年 6月12日から平成21年10月13日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 6月16日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
村 田 雅 彦	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成20年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年 6月18日

秋田市長 穂 積 志

1	平成20年度末現在会員数	672市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	657市
	共済責任額	60,464,787,613,000円
	分担金収入	5,988,762,269円
	支払共済金	3,209,846,906円
3	自動車損害共済	
	受託市数	650市
	分担金収入	3,121,113,379円
	支払共済金	2,013,464,996円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	9,120,873,742円
	受取利息等	645,927,825円
	会館収益金	1,063,926,590円
	その他	946,000,000円
	計	11,776,728,157円
	減少	
	災害共済金等	6,097,426,068円
	会館運営費	514,264,988円
	管理費	1,356,195,182円
	減価償却額および繰入額等	2,139,500,536円
	計	10,107,386,774円
	当期一般正味財産増加額	1,669,341,383円
5	平成20年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	61,662,684,509円
	平成20年度積立額	1,669,341,383円
	平成20年度末現在共済基金	63,332,025,892円

秋田市公告

第6次秋田市総合都市計画等策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成21年 6月22日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

第6次秋田市総合都市計画等策定業務委託

(2) 業務目的

本業務は、次の計画策定に係る業務を行う。

ア 第6次秋田市総合都市計画策定

都市計画法第18条の2の規定に基づき策定する計画であり、本市の将来を見据えた持続可能な都市づくりを推進するため、都市の将来像や整備方針を明らかにし、都市づくりの具体的ビジョンの確立とともに、7地域における市街地像、課題に対応した整備方針や諸施設の計画等を策定する。

イ 第3次秋田市国土利用計画

国土利用計画法第8条の規定に基づき策定する計画であり、市土の発展を見据えた適正な土地利用を推進するため、基本構想を設定し、農用地、森林、宅地等の地目別区分および市街地等の利用区分に応じた規模の目標や、その目標を達成するために必要な事項等を策定する。

(3) 業務内容

業務内容は、それぞれの計画策定の目的に応じ、本市の実情把握とともに課題を洗い出し、理念・目標など計画策定の基本的な考え方の検討、重点施策や成果指標などを含めた本計画の素案の作成、その他策定に必要な事項について調査検討を行うほか、策定委員会等当該業務に係る会議の運営支援、市民意見の聴取等の検討・支援や計画書の作成等を行う。

なお、策定に当たっては、両計画が土地利用に関する上位・関連計画の関係にあることから、計画内容の整合、作業、手続および方針決定等について同時一体的に進める。

(4) 業務期間

契約締結の日から平成23年 3月25日まで

(5) 業務規模

31,061,100円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

（内訳）平成21年度 12,530,700円以内

平成22年度 18,530,400円以内

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限において、秋田市から指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

TEL 018-866-2152 Fax 018-865-6957

E-mail : ro-urim@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

- ア 交付期間 平成21年6月22日(月)から平成21年6月29日(月)まで
- イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部都市計画課ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（ただし、直接交付は、土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成21年6月29日(月) 午後5時
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参（土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(4) 企画提案書（別途提出要請を受けた者に限る。）の提出

- ア 提出期限 平成21年7月15日(水) 午後5時
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 上記3(3)ウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者について第6次秋田市総合都市計画等策定業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、提案、ヒアリング等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を充てることとし本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

秋田県知事から秋田都市計画公園事業の事業計画の変更認可に関する図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画公園事業 5. 5. 1号 千秋公園
- 2 施行者の名称 秋田市
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部公園課

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス南部線運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成21年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

- (1) 業務名
秋田市マイタウン・バス南部線運行業務
- (2) 業務内容
本業務は、秋田市河辺地域および雄和地域における路線バスの代替交通を運行するものである。

(3) 業務期間

平成21年10月1日から平成22年9月30日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、64,025,850円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (3) 業務期間前までに道路運送法第4条の許可を取得できる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課交通政策室
Tel 018-866-2085 Fax 018-866-8814
E-mail: ro-urim@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

- ア 交付期間 平成21年6月24日(水)から平成21年7月1日(木)まで
- イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部都市計画課交通政策室ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default1.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。）。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成22年7月1日(木) 午後5時
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参のみとする。

エ 受付時間 土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成21年7月17日(金) 午後5時

イ 提出場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のことであり、持参による提出の場合にあっては提出期限までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までに限り受け付ける。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会(以下「業者選定委員会」という。)において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、業者選定委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン第二十三地区土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市四ツ小屋小阿地字狸崎、四ツ小屋末戸松本字地蔵田の各一部

3 施行認可の年月日

平成20年11月4日

4 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人 秋田都市開発事務所長 藤 原 洋
秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

5 事業施行期間

平成20年11月4日から平成23年3月31日まで

6 終了認可の年月日

平成21年6月25日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成21年度第1号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成21年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成21年6月26日から同年7月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年6月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

ア 委託名 秋田市企業情報データベース更新業務委託

イ 対象 平成21年8月1日現在登録数 約2,450企業
新規登録 約1,200企業

ウ 委託期間 契約締結の日から平成22年1月15日まで

エ 入札参加要件

次の①から③までの要件を満たすこと。

① 過去10年間に、地方公共団体の委託を受け、調査票の発送・回収、調査、集計および解析業務の実績を有する者

② 秋田市に本社、支店又は営業所等を有する者

③ 租税に滞納がない者

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年7月10日(金) 午後1時30分

入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所分館会議室(2階)

入札保証金 免除

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月3日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税（申請日が属する月において、納付期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書）
 - ※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しの提出でも可。また、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本。写しでも可）
 - ※ 申込日から3か月以内に発行されたもの
- (2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成21年6月26日(金)から平成21年7月3日(金)までの土曜日および日曜日を除く午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市商工部工業労政課

ウ 申請用紙 秋田市商工部工業労政課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年7月7日(火)午後15時 FAXおよび郵送により通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間

平成21年6月26日(金)から平成21年7月3日(金)までの土曜日および日曜日を除く午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所

秋田市商工部工業労政課
(秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所分館1階)

6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市商工部工業労政課企業振興担当
電話 018-866-2114

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年6月5日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第8号 仁井田浄水場ろ過池表洗配管修繕	秋田市上下水道局仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地2)	平成21年10月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は修繕の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入手参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる

こと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年6月23日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室 (庁舎 北側)
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年6月25日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年6月16日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年6月5日(金)から平成21年6月16日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年6月19日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年6月5日(金)から平成21年6月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年6月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納品場所	履行期間
単価 第33号	平成21年度被服単価契約 作業服（上）購入	秋田市上 下水道局	契約日から 平成22年3 月31日まで
単価 第34号	平成21年度被服単価契約 作業服（下）購入		
単価 第35号	平成21年度被服単価契約 ツータックラットズボン 購入		
単価 第36号	平成21年度被服単価契約 長袖シャツ購入		
単価 第37号	平成21年度被服単価契約 作業帽購入		
単価 第38号	平成21年度被服単価契約 半袖シャツ購入		
単価 第39号	平成21年度被服単価契約 夏用作業ズボン購入		
単価 第40号	平成21年度被服単価契約 安全靴購入		
単価 第41号	平成21年度被服単価契約 事務服（ジャケット）購 入		
単価 第42号	平成21年度被服単価契約 事務服（ベスト）購入		
単価 第43号	平成21年度被服単価契約 事務服（スカート）購入		
単価 第44号	平成21年度被服単価契約 夏衣（上下）購入		
単価 第45号	平成21年度被服単価契約 夏衣（スカート）購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年6月30日(火)

- ・単価第33号 午前10時30分
- ・単価第34号 午前10時35分
- ・単価第35号 午前10時40分
- ・単価第36号 午前10時45分
- ・単価第37号 午前10時50分
- ・単価第38号 午前10時55分
- ・単価第39号 午前11時00分
- ・単価第40号 午前11時30分
- ・単価第41号 午前11時05分
- ・単価第42号 午前11時10分
- ・単価第43号 午前11時15分
- ・単価第44号 午前11時20分

・単価第45号 午前11時25分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除
 契 約 日 平成21年7月2日(木)
 入 札 金 額 入札書には、1着、1本、1足および1個あたりの価格を記載すること。

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年6月23日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
 (2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書の受け付け
 申込書は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成21年6月11日(木)から平成21年6月23日(火)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第9号 八橋下水道終末処理場 沈砂脱臭棟屋上防水処理	秋田市八橋本町 六丁目12番15号	平成21年10月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 防水工事A級 ② 本業務には次の資格者を常駐できること。 ・一級防水施工技能士 （塩化ビニル系シート防水工事作業） （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「防水工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から防水工事のA級に等級格付されている者をいう。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年6月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年6月11日(木)から平成21年6月29日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書は、返却しない。
 (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年6月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年7月2日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の5に相当する額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人
以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年6月23日(火)までに、
次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年6月11日(木)から平成21年6月23日(火)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後
4時までとする。
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下
水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年6月26
日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年6月11日(木)から平成21年6月29日(月)ま
での土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時
までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋
田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成21年度受益者負担
金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

浜田字元中村および横森五丁目の各一部（別添図面（省略）に
表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）